

福岡県公報

令和5年7月4日
第411号

目次

告示(第461号-第464号)

○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○自動車税の収納事務の委託	(税務課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
公 告	
○競争入札参加者の資格等	(建築指導課) …………… 3
○一般競争入札の実施	(建築指導課) …………… 4
○一般競争入札の実施	(警察本部施設課) …………… 4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 10
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 12
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) …………… 14
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 18
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 18
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課) …………… 19
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 19
○令和5年度職業訓練指導員試験	(職業能力開発課) …………… 19
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 22
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 22
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 23

選挙管理委員会

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (行財政支援課) …………… 23
--

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の 開催 (警察本部生活保安課) …………… 24
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の 開催 (警察本部生活保安課) …………… 24
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) …………… 25

再 掲

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) …………… 25
○意見募集の結果の公示 (警察本部交通企画課) …………… 26
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部交通企画課) …………… 26

告 示

福岡県告示第461号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
豊前市大字鳥井畑688の1、689、690
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字鳥井畑688の1・689・690(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第462号

自動車税種別割（旧自動車税を含む。以下同じ。）の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託する税目
福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第8号に規定する自動車税の種別割
- 委託の相手方
 - 名称
福岡県自動車販売店協会
 - 住所
福岡市東区千早三丁目9番23号
- 委託の内容
次の業務場所における自動車税種別割の収納事務
 - 福岡市東区千早三丁目10番40号 陸運会館千早会館
 - 北九州市小倉南区沼南町三丁目20番1号 福岡交通会館北九州新館
 - 飯塚市仁保23番44号 筑豊交通会館
 - 久留米市上津町中尾山2203番の301 久留米陸運会館

- 委託した日
令和5年4月1日
- 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

福岡県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	猪国豊前柘田停車場線	前	田川郡川崎町大字安真木3612番2先から 田川郡川崎町大字安真木3531番先まで	6.8 ～ 11.2	520.0
			後	田川郡川崎町大字安真木3612番2先から 田川郡川崎町大字安真木3531番先まで	10.5 ～ 15.2	520.0

福岡県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年7月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女春線	田川郡添田町大字野田1100番1先から 田川郡添田町大字野田1106番1先まで

公 告

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、建築一式工事

2 競争入札参加者の資格

次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）

(4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(5) 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

(6) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込期限の令和5年7月19日まで随時受け付ける。

(2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

ア 令和5年度の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」

イ 令和3年10月1日から令和4年9月30日までの審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）

(5) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(6) その他

申請書は、郵送では受け付けられないので、必ず持参すること。

4 資格審査申請に対する問合せ先
福岡県建築都市部建築指導課建設業係
電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

建築一式工事

- 1 工事名
福岡県警察篠栗合同庁舎（仮称）新築工事
- 2 施工場所
糟屋郡篠栗町
- 3 予定工期
令和5年度から令和7年度まで
- 4 工事概要
庁舎：鉄骨造り 地上7階建て 延べ12,483.89㎡
車庫：鉄骨造り 地上1階建て 延べ1,492.90㎡
- 5 入札を行う時期
令和5年度 第2・四半期
- 6 工事の概要に関する問合せ先
福岡県警察本部総務部施設課
電話 092-641-4141

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 工事名
福岡県警察篠栗合同庁舎（仮称）新築工事
- 2 工事場所
糟屋郡篠栗町
- 3 工事概要
建築一式工事（庁舎（鉄骨造、地上7階建て、延床面積12,483.89㎡）、車庫（鉄骨造、地上1階建て、延床面積1,492.90㎡）、付属棟（鉄筋コンクリート造、地上2階建て、延床面積248.30㎡）の新築工事）
- 4 使用する主要な資機材
コンクリート 約8,200㎡
鉄筋 約610t
鉄骨 約2,030t
- 5 工期
令和5年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和8年2月27日（金曜日）まで
- 6 工事の発注方式
 - (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の対象工事である。
 - (2) 本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する。
 - (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。
なお、詳細は「福岡県警察本部建設工事低入札価格調査実施要領（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。
 - (4) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
 - (5) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。
 - (6) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の

議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部施設課契約係

電話番号 092-641-4141 内線2284

(2) 工事に関すること

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部施設課建設係

電話番号 092-641-4141 内線2303

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）による共同施工方式とし、各構成員が令和5年7月19日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての構成員に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 建築工事業について、建設業法第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

キ 3者組合せによるJVで施工すること。

なお、出資割合は20%以上であること。また、各構成員は本工事に係る他のJVの構成員となることができない。

(2) JVの代表構成員に対する条件

ア 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、階数が3以上、かつ、4,900㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

なお、面積は建築基準法（昭和25年法律第201号）による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書等に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない

。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が1,190点以上であること。ただし、(1)のエに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が1,190点以上であること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ、出資割合が最大であること。

(3) J Vの他の構成員2者のうち1者に対する条件

ア 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1,200㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される場合及び現場説明書等に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある評点が900点以上であること。ただし、(1)のエに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が900点以上であること。

(4) J Vの他の構成員2者のうち他の1者に対する条件

ア 平成20年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、600㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合及び現場説明書等に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までにある評点が750点以上であること。ただし、(1)のエに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が750点以上であること。

11 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県警察ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者（共同企業体のことをいう。）全てに標準点（100点）を与え、さらに上記(1)により評価した評価項目について、0点～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により行う。

$$\text{標準点} + \text{加算点} = 100\text{点} + (0 \sim 30\text{点})$$

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

(3) 技術資料の作成

技術資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

令和5年7月4日（火曜日）から同年8月17日（木曜日）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

8の(1)の部局とする。また、福岡県警察のホームページからダウンロードして入手することも可能である。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8の(1)の部局に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を8の(1)、設計図面及び仕様書の縦覧を8の(2)の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和5年7月4日（火曜日）から同年9月27日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和5年7月4日（火曜日）から同年8月9日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで8の(2)の部局において配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札方式による場合

令和5年7月4日（火曜日）から同年7月19日（水曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8の(1)の場所に上記の期間の毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8の(1)の場所に、令和5年7月4日（火曜日）から同年7月19日（水曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札方式による場合

令和5年9月19日（火曜日）から同年9月27日（水曜日）午前10時00分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は、令和5年9月19日（火曜日）午前9時00分から同年9月27日（水曜日）午前10時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和5年9月19日（火曜日）午前9時00分から同年9月26日（火曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8の(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

エ その他、入札説明書、入札心得及び福岡県電子入札運用基準の規定による。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（小細目まで記載のもの。以下同じ。）を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に8の(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。

なお、入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札書提出時に電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に8の(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

19 入札保証金

見積金額（消費税及び地方消費税を含む額。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 全ての構成員について、開札の日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

20 契約保証金

契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上））を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫又は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上））を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

21 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 金額を訂正した入札
- (3) 法令又は入札説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (4) 同一入札者が二以上の入札（他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした場合、当該入札者のすべての入札

(5) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(6) 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札保証金が19に規定する金額に達しない入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後契約の効力が発生するまでの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) くじ番号の記載がない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

(11) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

(12) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

(13) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

22 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 開札後は、落札者の決定を保留し入札を終了する。

イ 予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、11の(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

ウ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準比較価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和5年9月27日（水曜日）午後5時00分までに、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受けた低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和5年9月28日（木曜日）午後5時00分までに8の(1)の場所に持参しなければならない。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。
なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次イ以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)のエにより落札者が決定した場合

令和5年9月27日(水曜日)

(イ) 上記(1)のケ又はコの方法で落札者が決定した場合

令和5年10月中旬(予定)

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。また、当該入札結果を落札者決定日の翌日から8の(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県のホームページに掲載する方法により公表する。

23 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は、入札参加申込みの受付期限日まで随時受け付ける。

(2) 開札日時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評

定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内(県庁行政棟7階北棟)

イ 申請書の価格

610円(消費税及び地方消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係(県庁行政棟7階北棟)

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

24 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書(以下「契約書」という。)第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額(消費税及び地方消費税を含む額。以下同じ。)の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

(4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、共同企業体の代表構成員は10の(2)のイに規定する入札参加条件を満たす技術者(以下「増員配置技術者」という。)1名を専任で配置すること。

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、監理技術者又は主任技術者を補助し、監理技術者及び主任技術者と同様に施工計画の作成

、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うこと。

- (5) 契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人及び同項第2号に規定する主任技術者は、他工事との兼務は認めないものとする。

25 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、工事請負契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

26 Summary

(1) Subject matter of contract :

Construction work of New Sasaguri Office Building of Fukuoka Prefectural Police (tentative name)

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :

5 :00 P. M. on 19 July 2023.

(3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

10:00 A. M. on 27 September 2023.

(Must be received by 10 : 00 A.M. on 27 September 2023 if submitted in person, or by 5 :00 P. M. on 26 September 2023 by post) .

(4) Contact

Facilities Division

General Affairs Department

Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi - koen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8576

TEL 092 - 641 - 4141 (ex. 2284)

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

遠隔操作カメラシステム賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和5年7月28日(金曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

遠隔操作カメラシステム賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和5年8月18日(金曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更

生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和5年7月4日（火曜日）から令和5年8月2日（水曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和5年8月18日（金曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和5年8月21日（月曜日）午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の

県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A leasing contract for Remote Control Camera System Leasing
- (2) Time Limit of Tender
5 :45 P. M. August 18, 2023
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
ドアビューアー型カメラシステム賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加することができない者
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 (電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
 申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
 この公告の日から令和5年7月28日(金曜日)までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
 ドアビューアー型カメラシステム賃貸借
- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

- (3) 賃貸借期間
 令和6年1月1日から令和10年12月31日までの間
- (4) 納入場所
 入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和5年8月18日(金曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2244
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和5年7月4日（火曜日）から令和5年8月2日（水曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和5年8月18日（金曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

- (2) 日時
令和5年8月21日（月曜日）午前10時30分
- (3) その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A leasing contract for Door Viewer Type Camera System Leasing
- (2) Time Limit of Tender
5 :45 P. M. August 18, 2023
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市上宮永町字北馬場139番3、140番2、140番5、143番1及び143番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉市一木1148番地の1
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 竜馬

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原鍛冶2560番10、2560番22、2632番9、2632番12、2664番1、2664番2及び2664番4から2664番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区香椎台五丁目14番17号
濱野 雅行

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 失効した特定危険薬物の名称
 - (1) 化学名 2 - [(4 - エトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 - [2 - (ピペリジン - 1 - イル) エチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類
 - (2) 化学名 (2 R, 3 R) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモルフォリン、(2 S, 3 S) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモルフォリン及びそれらの塩類
 - (3) 化学名 N - (アダマンタン - 1 - イル) - 1 - (4 - フルオロプロチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類

- 2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第86号）の施行により、医薬品、医療機器等

の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

- 3 失効年月日

令和5年7月1日

- 4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
(第一工区) 糸島市志摩芥屋字松原122番1、122番3、123番1、123番4及び123番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区春吉二丁目16番23号
株式会社02製作所
代表取締役 於保 達也
福岡市早良区西新六丁目10番10号
株式会社荻田商業建築デザイン事務所
代表取締役 荻田 英二

公告

令和5年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 試験職種

ア 学科試験及び実技試験を行うもの

冷凍空調機器科及び情報処理科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

(1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろろ製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテリア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 配管科 (82) 住宅設備機器科 (83) さく井科 (84) 土木科 (85) 測量科 (86) 建築物設備管理科 (87) ボイラー科 (88) クレーン科 (89) 建設機械運転科 (90) 港湾荷役科 (91) 化学分析科 (92) 公害検査科 (93) 木材工芸科 (94) 竹工芸科 (95) 漆器科 (96) 貴金属・宝石科 (97) 印章彫刻科 (98) 塗装科 (99) 広告美術科 (100) デザイン科 (101) 義肢装具科 (102) 電気通信科 (103) 電話交換科 (104) 事務科 (105) 貿易事務科 (106) 流通ビジネス科 (107) 写真科 (108) 介護サービス科 (109) 理容科 (110) 美容科 (111) ホテル・旅館・レストラン科 (112) 観光ビジネス科 (113) 日本料理科 (114) 中国料理科 (115) 西洋料理科 (116) 臨床検査科 (117) フラワー装飾科 (118) メカトロニクス科 (119) フォークリフト科 (120) 建築物衛生管理科 (121) 福祉工学科

2 受験資格

ア 冷凍空調機器科及び情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第3項による受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
省令第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

4 受験資格のない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科目欄に掲げる試験を実施する。

免許職種	試験の科目
------	-------

冷凍空調機器科	<p>1 学科試験</p> <p>(1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 関連学科のうち系基礎学科</p> <p>①建築工学（建設設備、配管設備、建築構造、建築施工）</p> <p>②安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(3) 関連学科のうち専攻学科</p> <p>①冷凍・空調（制御理論、冷凍理論、冷媒、冷凍機器、空調理論、空調機器、運転調整法）</p> <p>②施工法（空調設備設計、管工作法、溶接法、板金加工法、据付法、試験測定法、関係法規、仕様及び積算）</p> <p>③材料（金属材料、配管用材料、ダクト用材料、塗料、熱絶縁用材料）</p> <p>2 実技試験</p> <p>冷凍空調機器の据付け及び運転調整</p>
情報処理科	<p>1 学科試験</p> <p>(1) 指導方法</p> <p>(2) 関連学科のうち系基礎学科</p> <p>①ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構造）</p> <p>②ハードウェア（情報理論、CPU、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ）</p> <p>③ネットワーク（プロトコル、LAN）</p> <p>④情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ）</p> <p>⑤経営工学（経営管理、生産管理）</p> <p>⑥安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(3) 関連学科のうち専攻学科</p> <p>システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計）</p> <p>2 実技試験</p> <p>システム設計、プログラム設計</p>
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
冷凍空調機器科	・学科試験 ・実技試験の一部	令和5年9月12日 (火曜日)	福岡県吉塚合同庁舎801号室 (福岡市博多区吉塚本町13番50号)
	・実技試験の一部	令和5年9月13日 (水曜日)	福岡県立福岡高等技術専門学校 (福岡市東区千早四丁目24番1号)

情報処理科	・学科試験 ・実技試験	令和5年9月12日 (火曜日)	福岡県吉塚合同庁舎803号室 (福岡市博多区吉塚本町13番 50号)
1のイの項に掲げる職種	・学科試験のうち指導方法		

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時00分から午後5時00分までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票（受験票には63円切手を、写真票には写真を貼ること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、学科試験申込みにあつては3,100円を、実技試験申込みにあつては15,800円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受付期間は、令和5年7月26日（水曜日）から令和5年8月16日（水曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

(1) 合格者は、令和5年10月6日（金曜日）に受験番号のみ発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課（電話092-643-3603）に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、84円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
うきは市浮羽町新川	令和5年3月17日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日

朝倉市柿原	令和5年3月17日
-------	-----------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年7月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（令和4年度地盤沈下観測調査一級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、大木町	令和5年3月24日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第65号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和5年7月4日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

団体名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
青師団	高野 隼平	高野 隼平	福岡県福岡市東区青葉4-13-1
あしかり茂後援会	原田 安馬	芦刈 さやか	福岡県太宰府市坂本3-21-24
阿部あきら後援会	仲村 文紀	阿部 悦子	福岡県糟屋郡久山町大字山田2563-2

あらい高雄後援会	新井 高雄	神谷 理恵	福岡県嘉麻市上山田1464-3
いいまちにしよう糸島中野徹後援会	中野 徹憲	中野 徹憲	福岡県糸島市波多江駅南1-19-26
今田勝正後援会	今田 勝正	寺脇 美代子	福岡県遠賀郡芦屋町幸町6-2
岡かつや後援会	岡 勝也	岡 勝広	福岡県大川市大字坂井316-1
茅野勝後援会	茅野 文子	白川 照男	福岡県宮若市宮田4488-2
木村証後援会	木村 証	下田 正一	福岡県北九州市小倉北区片野3-6-35コーポ富士202号
木村としのぶ後援会	木村 年伸	加治 佐紀生	福岡県北九州市小倉北区片野三丁目6-35コーポ富士1F
熊本米秋後援会	熊本 米秋	谷川 嘉子	福岡県朝倉市三奈木4037
黒岩智行後援会	黒岩 智行	大坪 孝	福岡県久留米市城南町20-11
小林しんいち後援会	小林 信一	西村 和子	福岡県中間市土手ノ内1-33-7
境公司後援会	境 公司	境 政廣	福岡県大牟田市大字岩本1052
信田博見後援会	篠田 孝夫	信田 由美子	福岡県築上郡築上町大字越路1004-12
証山会	藤岡 義久	岡本 秀雄	福岡県北九州市小倉北区片野三丁目6-35
すわべしゅん後援会	諏訪辺 峻	西山 瑛里	福岡県那珂川市安德493-1
誠生会	田代 和誠	田代 和誠	福岡県小郡市小郡2389-31
大証会	黒水 尚子	赤本 聖子	福岡県北九州市小倉北区片野三丁目6-35コーポ富士1F
田代和誠後援会	田代 和誠	田代 和誠	福岡県小郡市小郡2389-31
田中広明後援会	田中 広明	田中 広明	福岡県三潞郡大木町大字絵下古賀197-6 グループホームあじさい
谷口しげたか後援会	谷口 重隆	谷口 重康	福岡県宮若市乙野1115
統一戦線革命軍	尼崎 康広	佐々田 篤次郎	福岡県福岡市城南區友丘5-2-15 ヴィラ友丘203
中村じゅん子後援会	中村 順子	中村 裕	福岡県北九州市門司区高田1-18-3
平田まさつぐ後援会	平田 雅紹	平田 雅紹	福岡県糸島市池田1番地
平田まさつぐ資金管理団体	平田 雅紹	平田 雅紹	福岡県糸島市池田1番地

藤嶋よし子後援会	藤嶋 厚	高橋 等	福岡県宮若市福丸342-5
ますたに忠明後援会	増田 哲人	西 昌男	福岡県京都郡苅田町与原2-11-12
松藤まさつぐ後援会	松藤 政司	松藤 きみ子	福岡県柳川市本城町27-5
まつもと英幸後援会	松元 英幸	松元 久美子	福岡県那珂川市別所453-26
みはる会	徳永 健一	藤原 寛	福岡県福岡市南区の場1-12-19 Y・M F L A T m a t o b a 401
森山瑞治後援会	森山 瑞治	森山 和義	福岡県福岡市東区青葉三丁目18-8
優国結社 粋心会	袋 正文	袋 正文	福岡県福岡市東区箱崎2-27-4-205
日本第一党福岡県本部	高瀬 祥史	井上 直生	福岡県福岡市西区野方5-64-14-2号 ヒルズ野方II-A

公安委員会

福岡県公安委員会告示第150号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年7月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和5年8月23日（水） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第151号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年7月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日時	場所	開催警察署
令和5年8月2日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署

令和5年8月9日(水) 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
令和5年8月17日(木) 午後1時30分～午後4時30分	福岡市東区箱崎七丁目8番2号 東警察署 武道場	東警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第152号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

令和5年7月4日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
-----	-----	------	--------

令和5年9月7日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和5年9月14日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
令和5年9月28日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年9月7日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則(昭和29年福岡県公安委員会規則第18号)第2条第2項

ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第10号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月23日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」に、「自転車通行止め」を「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に改める。

第13条第1項第2号中「の原動機付自転車」を「の一般原動機付自転車」に改め、同条第2項中「の原動機付自転車」を「の一般原動機付自転車」に改め、同項第1号中「原動機付自転車を」を「一般原動機付自転車を」に改め、同項第2号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項第3号中「原動機付自転車の」を「一般原動機付自転車の」に改め、同項第4号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第22条第1項第9号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第32条中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第32条の3の見出し中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第155号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福

岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）及び道路交通法に基づく特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の基準（案）について、令和5年5月10日から同年6月8日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和5年6月23日

福岡県公安委員会

1 規則及び基準の題名

(1) 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和5年福岡県公安委員会規則第10号）

(2) 道路交通法に基づく特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の基準

2 規則及び基準の公布の日

令和5年6月23日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則及び基準を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第156号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、道路交通法に基づく審査基準及び処分基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和5年6月23日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）等の制定に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴

い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和5年7月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課法規係に備え置く。